

2018

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



—安全・健康・快適職場をめざして—

京都労働局

平成30年4月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また休業4日以上死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年は6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成20年以降は2,500人前後で推移しています。

平成29年の休業4日以上死傷者数は2,430人、死亡者数は21人となり、前年と比べ死傷者数は5.8%増加し、死亡者数は13人増加しました。

また、平成25年度から平成29年度まで取り組んだ「第12次労働災害防止対策推進計画」の目標のうち、死亡者数を15%以上減少させる目標は、12.6%の減少にとどまり、死傷者数を15%以上減少させる目標も1.6%の減少にとどまったことから、いずれの目標も達成には至りませんでした。

一方、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成25年には11年ぶりの減少であったものの平成26年には再び増加に転じ、平成29年は55.65%と対前年比1.86%増となり、全国の有所見率54.08%をも上回りました。労働者の高齢化に伴い今後とも予断を許さない状況です。

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要であることから、これらを踏まえ、京都労働局では、平成30年度に策定した「第13次労働災害防止推進計画（2018年度から2022年度までの5年間）」に基づき、

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
 - ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
 - ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
 - ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
 - ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ⑥ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の6点を重点施策として労働災害防止対策を推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものですが、本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待するものです。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去60年（昭和33年～平成29年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成20年～平成29年）	4～5
3	平成29年労働災害発生状況（休業4日以上之死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別（対前年比較）	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去60年（昭和33年～平成29年）	11
5	平成29年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成29年死亡災害一覧	13

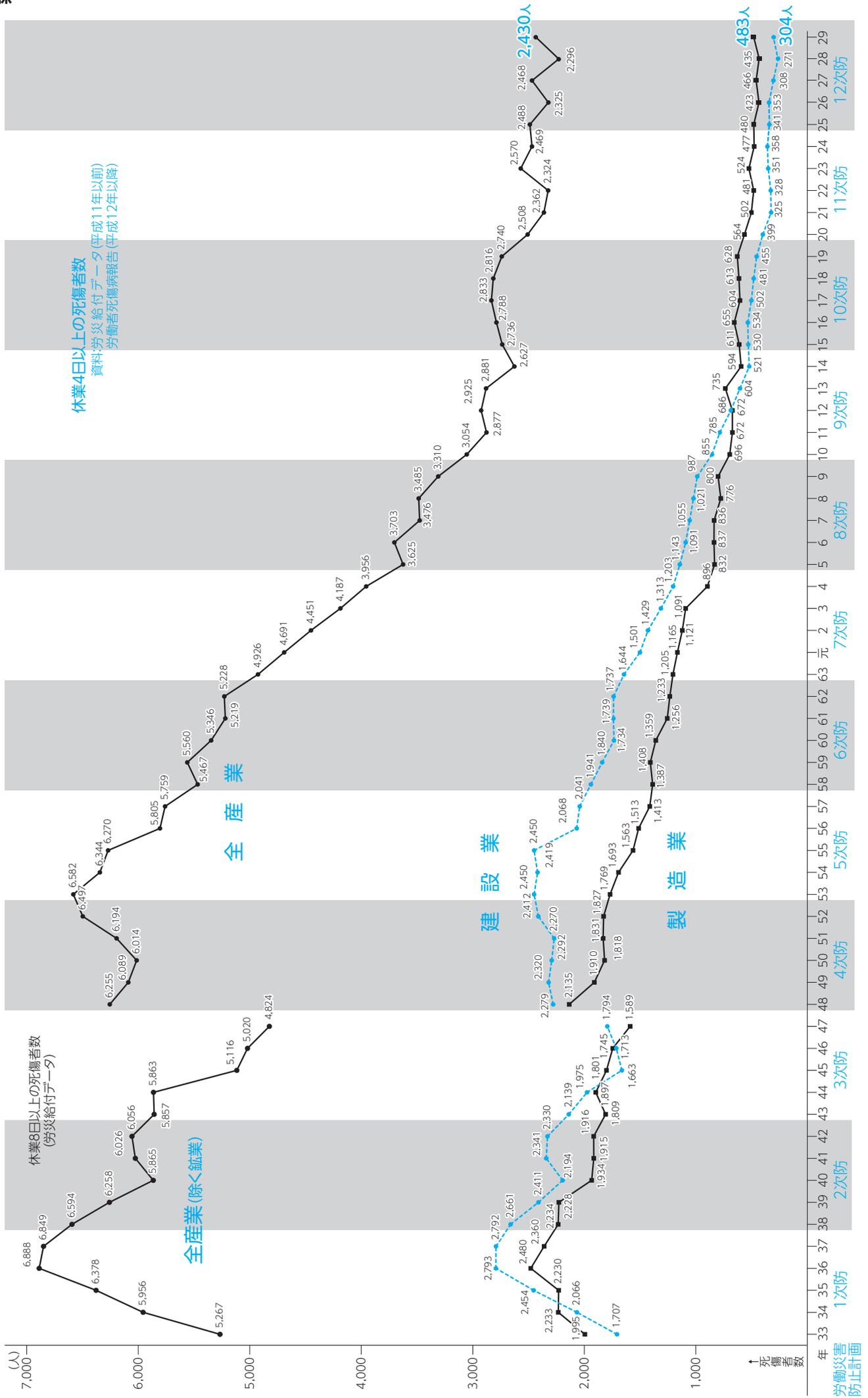
健康確保関係

7	平成29年定期健康診断実施状況（業種別）	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去20年）	15
8-2	業種別有所見率（平成29年）	16
8-3	検査項目別有所見率（平成29年全産業）	16
9	平成29年特殊健康診断実施状況（対象業務別）	17
10	平成29年指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	18

参考資料

11	京都労働局 第13次労働災害防止推進計画	19～20
12	治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要	21
	治療を続けながら働く人を応援する事業者の皆様へ	22～23
	病気になっても働きたい皆様へ	24～25
13	化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大	26
14	改正安衛法に基づくストレスチェック制度とは？	27
15	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	28
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	29
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	30
18	STOP! 転倒災害プロジェクト（改善事例募集中）	31

1 労働災害発生状況の推移 過去60年（昭和33年～平成29年）



2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成20年～平成24年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	20年	21年	22年	23年	24年
全 産 業	2,508 ㉓	2,362 ㉓	2,324 ㉒	2,570 ㉑	2,469 ㉑
製 造 業	564 ㉑	502 ㉑	481 ㉑	524 ㉑	477
食料品製造業	152	136	179	160 ㉑	154
繊維工業・繊維製品製造業	30	33	19	13	18
木材・木製品・家具等製造業	26	23 ㉑	20	29	23
パルプ・紙・印刷・製本業	41 ㉑	39	26 ㉑	46 ㉑	40
化学工業	28 ㉑	16	11 ㉑	28	23
窯業土石製品製造業	20 ㉑	36	22 ㉑	21	22
鉄鋼・非鉄金属製造業	23 ㉑	13	19	26	14
金属製品製造業	84	70 ㉑	66 ㉑	67 ㉑	63
一般機械器具製造業	50	31	35 ㉑	51 ㉑	33
電気機械器具製造業	29	34	30	21	24
輸送用機械等製造業	22 ㉑	17 ㉑	8	17	11
電気・ガス・水道業	2	3	1	3	6
その他の製造業	57 ㉑	51	45	42	46
鉱 業	6	2 ㉑	1	3	3
建 設 業	399 ㉑	325 ㉑	328 ㉑	351 ㉑	358 ㉑
土木工事業	68 ㉑	79 ㉑	54 ㉑	67	85 ㉑
建築工事業	252 ㉑	184 ㉑	218 ㉑	227 ㉑	225
木造家屋等建築工事業	104 ㉑	80	89	72 ㉑	80
その他の建設業	79 ㉑	62 ㉑	56 ㉑	57 ㉑	48 ㉑
運 輸 業	336	323 ㉑	325 ㉑	386 ㉑	313 ㉑
鉄道等・道路旅客運送業	104	94 ㉑	117	131	91 ㉑
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	231	225 ㉑	206 ㉑	254 ㉑	219 ㉑
その他の運輸交通・港湾運送業	1	4	2	1	3
農林・畜産・水産業	99 ㉑	101 ㉑	107 ㉑	100	107 ㉑
林業	55	51 ㉑	48 ㉑	53	60 ㉑
商 業	351	326 ㉑	335 ㉑	375 ㉑	363 ㉑
小売業	238	249 ㉑	272 ㉑	274 ㉑	271 ㉑
金融・広告業	42	28	35	48	35
保健衛生業	219	258 ㉑	219	251	277 ㉑
社会福祉施設	140	170	143	180	195 ㉑
接客娯楽業	165	167	178	215	194 ㉑
旅館業	34	42	44	51	41
飲食店	104	96	112	125	121
ゴルフ場の事業	16	15	9	20	15 ㉑
清掃・と畜業	128	125	109	120 ㉑	151
ビルメンテナンス業	73	74	66	71	82
産業廃棄物処理業	15	15	20	23 ㉑	33
そ の 他	199 ㉑	205 ㉑	206	197 ㉑	191 ㉑
警備業	22	30	42	39 ㉑	28 ㉑

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成25年～平成29年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
全 産 業	2,488 ⑬	2,325 ⑱	2,468 ⑳	2,296 ⑧	2,430 ㉑
製 造 業	480 ③	423 ②	466 ②	435	483 (3)
食 料 品 製 造 業	163	132	132 ①	143	151
繊維工業・繊維製品製造業	17	18	22	15	26 ①
木材・木製品・家具等製造業	26	25	22 ①	19	27
パルプ・紙・印刷・製本業	38	47	31	29	39
化 学 工 業	18	14	30	20	24
窯業土石製品製造業	21	14	18	18	16 ②
鉄鋼・非鉄金属製造業	14 ①	13	19	15	9
金属製品製造業	65 ①	63 ①	63	54	63
一般機械器具製造業	36 ①	34	47	23	37
電気機械器具製造業	17	14	21	30	27
輸送用機械等製造業	13	8 ①	16	13	18
電気・ガス・水道業	2	6	5	4	0
その他の製造業	50	35	40	52	46
鉱 業	7	6	5 ②	3	8
建 設 業	341 ④	353 ③	308 ⑦	271 ②	304 ⑩
土 木 工 事 業	60 ②	68 ①	69 ②	47 ①	67 ③
建 築 工 事 業	239 ②	233 ①	204 ⑤	170 ①	187 ⑥
木造家屋等建築工事業	92	73	57 ①	57	45
その他の建設業	42	52 ①	35	54	50 ①
運 輸 業	369 ②	405 ⑤	426 ⑤	410 ①	412 ④
鉄道等・道路旅客運送業	121 ①	134	141 ③	156	135 ①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	246 ①	269 ⑤	283 ②	252 ①	275 ③
その他の運輸交通・港湾運送業	2	2	2	2	2
農林・畜産・水産業	92 ①	81 ①	75 ①	73 ③	65
林 業	40 ①	38 ①	37 ①	36 ①	26
商 業	361 ①	345 ⑤	339 ③	336 ①	331 ②
小 売 業	264 ①	271 ②	259 ③	232 ①	257 ②
金融・広告業	29	21	28	22	22
保健衛生業	320	243	294	276	272
社 会 福 祉 施 設	238	179	225	216	211
接客娯楽業	175 ①	169	206	176 ①	187
旅 館 業	35	32	48	37	42
飲 食 店	110 ①	108	123	117 ①	118
ゴルフ場の事業	14	12	12	14	9
清掃・と畜業	125 ②	114 ①	129	126	153 ①
ビルメンテナンス業	78 ①	57	71	53	72 ①
産業廃棄物処理業	26 ①	26	22	35	30
そ の 他	189 ②	165 ①	192	168	193 ①
警 備 業	33 ①	30	40	31	28 ①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 平成29年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上の死傷災害				死亡災害		
		29 年	28 年	対前年 増 減	増減率 (%)	29 年	28 年	対前年 増 減
全 産 業		2,430	2,296	134	5.8	21	8	13
製 造 業		483	435	48	11.0	3		3
食 料 品 製 造 業		151	143	8	5.6			0
繊維工業・繊維製品製造業		26	15	11	73.3	1		1
木材・木製品・家具等製造業		27	19	8	42.1			0
パルプ・紙・印刷・製本業		39	29	10	34.5			0
化 学 工 業		24	20	4	20.0			0
窯業土石製品製造業		16	18	-2	-11.1	2		2
鉄鋼・非鉄金属製造業		9	15	-6	-40.0			0
金属製品製造業		63	54	9	16.7			0
一般機械器具製造業		37	23	14	60.9			0
電気機械器具製造業		27	30	-3	-10.0			0
輸送用機械等製造業		18	13	5	38.5			0
電気・ガス・水道業		0	4	-4	-100.0			0
その他の製造業		46	52	-6	-11.5			0
鉱 業		8	3	5	166.7			0
建 設 業		304	271	33	12.2	10	2	8
土 木 工 事 業		67	47	20	42.6	3	1	2
建 築 工 事 業		187	170	17	10.0	6	1	5
木造家屋等建築工事業		45	57	-12	-21.1			0
その他の建設業		50	54	-4	-7.4	1		1
運 輸 業		412	410	2	0.5	4	1	3
鉄道等・道路旅客運送業		135	156	-21	-13.5	1		1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		275	252	23	9.1	3	1	2
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	0	—			0
農林・畜産・水産業		65	73	-8	-11.0		3	-3
林 業		26	36	-10	-27.8		1	-1
商 業		331	336	-5	-1.5	2	1	1
小 売 業		257	232	25	10.8	2	1	1
金融・広告業		22	22	0	—			0
保健衛生業		272	276	-4	-1.4			0
社会福祉施設		211	216	-5	-2.3			0
接客娯楽業		187	176	11	6.3		1	-1
旅 館 業		42	37	5	13.5			0
飲 食 店		118	117	1	0.9		1	-1
ゴルフ場の事業		9	14	-5	-35.7			0
清掃・と畜業		153	126	27	21.4	1		1
ビルメンテナンス業		72	53	19	35.8	1		1
産業廃棄物処理業		30	35	-5	-14.3			0
そ の 他		193	168	25	14.9	1		1
警 備 業		28	31	-3	-9.7	1		1

資料：休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 平成29年 労働災害発生状況

業種別・起因物別

労働災害関係

業種	起因物				その他の装置等											合計						
	原動機	動力伝導機構	動力機械	機械	自動車	伐出機械等	物上げ装置・運搬機械	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	工人用具等	用器具		設置の他の装置・設備	仮・建築物・構築物等	物質・材料	荷	環境等	その他
全産業	32	24②	50	121①	27①	226⑦	241②	2	2	2	2	10	169	216	71	657②	16	159②	147	86④	172	2,430⑩
製造業	13	2	39	85①	11①	38	9	2	2	1	2	31	40	22	88	7	50①	26	3	12	483③	
食品製造業			27		13	2						15	16	10	46	2	7	8			4	151
繊維製品製造業			13①			1						2	2	1	4	2	2	1			1	26①
木材・木製品・家具等製造業	12							1				1	2	1	2	2	4	1			1	27
パルプ・紙・印刷・製本業			4	20		2						1	2	1	3	1	2	1	2		3	39
化学工業			6			2	1						3	4	3	1	3	1	2		1	24
窯業土石製品製造業		1	2	1	2①	4						1	1		2	2	1①				1	16②
鉄鋼・非鉄金属製造業			2	2	2	2						4	8	3	2	1	18	2				9
金属製品製造業	1		13	5	2	4						4	4	1	5	4	4	3			1	63
一般機械器具製造業			12	3	2	4	1					4	1	1	5	4	4	3				37
電気機械器具製造業			2	2	2	1						3	4	1	5	2	3	1			1	27
輸送用機械等製造業			3	1	1	2		1				3	1	1	5	3	3			1		18
電気・力・水道業			1	3	2	7	5					3	2	1	11	5	5					46
その他の製造業			1			5										2						8
鉱業																						
建設業	12	19②	8	8	6	20②	10				1	1	7	36	5	86②	4	49①	8	19③	5	304⑩
土木工事業	4	9①	2	2	2	5	1				1	3	8	1	12	5	5	1	1	9②	2	67③
建築工事業	8	10①	4	4	3	13②	9					3	21	2	62②	2	33①	6	5	1		187⑥
木造家屋等建築工事業			1	2		3	1					2	7	2	16	6	6	1	2	2	1	45
その他の建設業	2		2	2	1	2						1	1	7	2	12	2	11	1	5①	2	50①
運輸業					7	114③	83①					1	32	13	2	82	1	9	43	6	19	412④
鉄道等・道路旅客運送業					1	2	69①					3	4	4	32	4	32	8	8	4	12	135①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業					6	112③	14					1	29	9	48	1	9	35	2	7	15	275③
その他の運輸業															2	2					2	
農林・畜産・水産業	3		4	4	1	1	8					3	8			4	3	1	26	3	3	65
林業	2					1							1		1	1	2	1	17	1		26
商業	2	1	3	10	1	17①	35①					3	44	39	12	105	2	12	26	3	16	331②
小売業			1	8	1	3①	31①					3	36	33	10	84	2	6	21	3	15	257②
金融・広告業							9							1	1	9					2	22
保健衛生業												2	15	21	7	84	1	1	6	4	92	272
社会福祉施設						2	32					14	13	3	54	1	1	4	4	4	81	211
接客娯楽業					1		6					1	18	25	8	75	1	20	9	12	4	187
旅館					1							2	7	4	21	2	2	4	4		1	42
飲食店				6			5					1	15	16	4	41	1	18	5	3	3	118
ゴルフ場の事業						1	1								4	4				4		9
清掃・と畜業		1		3		26①	5					6	15	12	52		10	13	2	2	8	153①
ビルメンテナンス業			1	1		2①	1					4	10	7	36	1	1	3	1	6	72①	
産業廃棄物処理業			2	2		10	1					1	2	3	3	2	2	6				30
その他	2			2		3	41					13	18	2	72	3	15	11①	11	11①	11	193①
警備業				2		1	4								14	1	5①	1			1	28①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-3 平成29年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別

業種	事故の型		墜落	転倒	転	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	おぼれ	高温・低温の接触	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通道路)	(交通その他)	無理な反動・動作	その他	合計
	事故の型	型																				
全産業	397④	509	125	112②	55③	80③	285②	158	6	1①	60	11	1	4	222⑥	4	391	13	2,430②			
製造業	45	87	21	31	9①	17①	141①	40	9	3	22	3	1	2	11	2	53	1	483③			
食料品製造業	13	48	6	6	1	4	30	9	1	13	1	18	1	2	2		18		151			
繊維工業・繊維製品製造業	4	2	1	1	1	1	11①	3	3	3	1	1	1				1		26①			
木材・木製品・家具等製造業	2	3	2	2	1	2	7	10	2	1	1	1	1				1		27			
パルプ・紙・印刷・製本業	2	2	2	1	1	2	20	2	2	2	2	1	1				5		39			
化学工業	3	5	2	1	2①	2	5	2	2	1	1	1	1				5		24			
窯業・土石製品製造業	3	1	2	1	1	1①	5		1	1	1	1	1				3		16②			
鉄鋼・非鉄金属製造業	2	2	3	10	5	3	19	9	3	1	1	1	1				6		9			
金属製品製造業	7	4	4	3	1	1	14	5	2	1	1	1	1				6		63			
一般機械器具製造業	2	9	1	3	1	7	7	2	1	1	1	1	1			2	5		37			
電気機械器具製造業	1	1	1	3	1	1	7	2	1	1	1	1	1				3		27			
輸送用機械等製造業	1	1	1	1	1	1	7	2	1	1	1	1	1				3		18			
電気・ガス・水道業	5	10	4	4	1	1	11		1	1	1	1	1				6		46			
その他の製造業	2	2					5	1											8			
建設業	107③	24	15	27②	19②	9①	31①	27	2	6	4	1	4	1	11①	1	20	1	304⑩			
土木工事業	19	3	2	8	4②	5①	11	8	1	3	3	1	1				3		67③			
建築工事業	71③	16	10	18①	11	4	15①	16	1	1	1	3	3		10①		11		187⑥			
木造家屋等建築工事業	19	6	5	4	1	3	4	4	1	1	1	1	1				2		45			
その他の建設業	17	5	3	1①	4	1	5	3	1	2	2	1	1			1	6		50①			
運輸業	78①	61	34	14	9	19	35	2	1	1	1	1	1	76③	1	81	1	412④				
鉄道等・道路旅客運送業	9	23	6	9	9	4	4	2	1	1	1	1	1				28		135①			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	67①	38	28	14	9	10	31	2	1	1	1	1	1				53		275③			
その他の運輸交通・港湾運送業	2																		2			
農林・畜産・水産業	17	9	5	10	1	5	7	3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	65				
林業	5	3	2	8	1	1	2	1	1	1	1	1	1				2		26			
商業	51	89	18	13	5	10	29	31	3	4	1	4	1	35②	1	44	1	331②				
小売業	35	77	12	8	3	8	16	27	2	4	4	1	1		30②		35		257②			
金融・広告業	4	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	2	4	22				
保健衛生業	17	73	9	3	2	6	6	6	1	3	3	3	4	37	105	4	272					
社会福祉施設	9	49	4	2	2	5	2	6	1	2	2	2	4	36	90	4	211		211			
接客娯楽業	24	60	3	6	6	3	2	33	2	19	2	1	2	4	1	23	1	187				
旅館	8	14	1	4	3	1	2	2	1	18	2	1	1			8		42				
飲食店	11	34	2	2	2	1	2	31	1	18	2	2	2	4	4	9		118				
ゴルフ場の事業	1	5														3		9				
清掃・と畜業	24	46	11	3	2	5①	18	9	1	7	3	24	3	7	24	4	3	153①				
ビルメンテナンス業	11	34	2	1	1①	3	3	3	1	2	1	12	3	2	1	4		72①				
産業廃棄物処理業	4	3	2	1	2	2	9	1	1	1	1	4	3	1	1	4		30				
その他の業	28	54	9	4	2	5	11	6	1①	5	1①	5	1	32	35	1	193①					
警備業	4	10					2	1	1①	2	1①	2	1	3	4	1	4		28①			

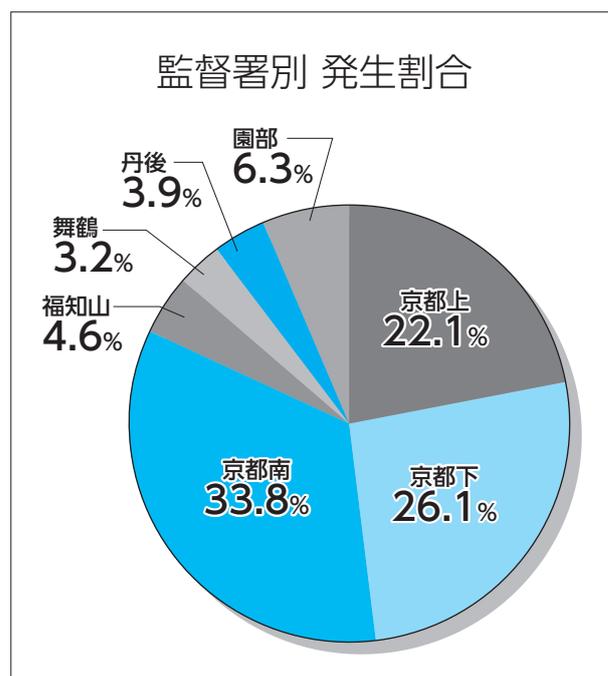
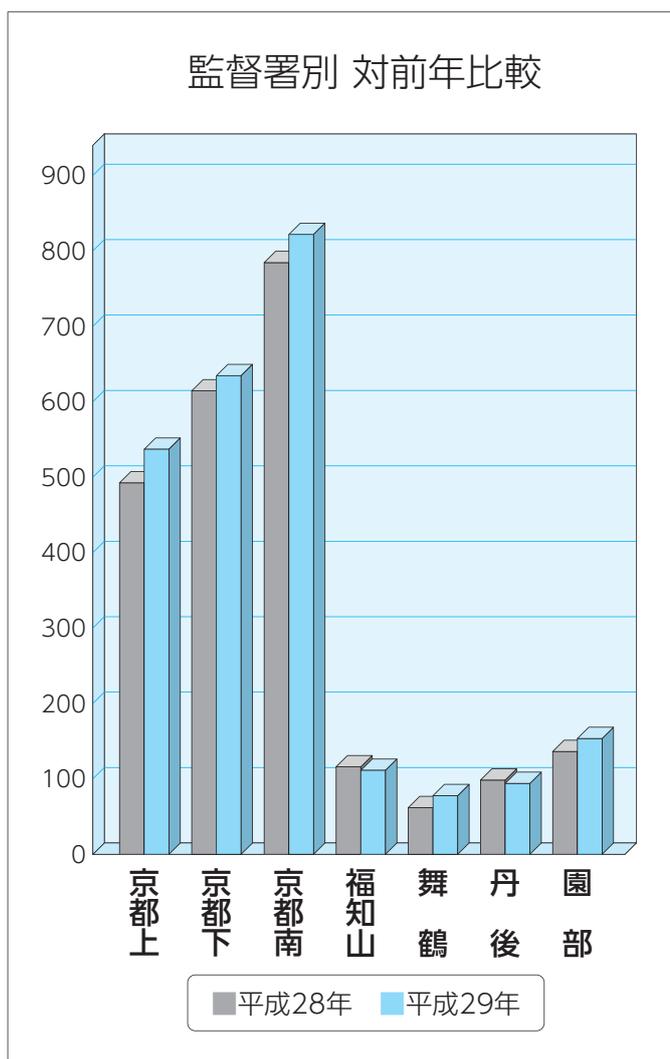
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成29年		平成28年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,430^㉑	100.0%	2,296^㉔	100.0%	134^㉑	5.8%
京 都 上	538 ^㉑	22.1%	491 ^㉑	21.4%	47 ^㉑	9.6%
京 都 下	635 ^㉔	26.1%	615	26.8%	20 ^㉔	3.3%
京 都 南	822 ^㉑	33.8%	777 ^㉑	33.8%	45 ^㉑	5.8%
福 知 山	111 ^㉑	4.6%	115 ^㉑	5.0%	-4 ^㉑	-3.5%
舞 鶴	78 ^㉑	3.2%	62 ^㉑	2.7%	16 ^㉑	25.8%
丹 後	94 ^㉑	3.9%	99 ^㉑	4.3%	-5 ^㉑	-5.1%
園 部	152 ^㉑	6.3%	137 ^㉑	6.0%	15 ^㉑	10.9%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種	規模						合計
	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	
全産業	498^⑦	602^⑨	354^④	341^①	447	188	2,430^⑳
製造業	90 ^①	108 ^①	68 ^①	81	101	35	483 ^③
鉱業	2	6					8
建設業	204 ^⑥	83 ^④	8	3	5	1	304 ^⑩
運輸業	25	95 ^②	71 ^①	62 ^①	132	27	412 ^④
農林・畜産・水産業	34	19	7	4	1		65
商業	49	80 ^①	62 ^①	50	58	32	331 ^②
金融・広告業	2	3	1	3	5	8	22
保健衛生業	15	67	39	56	48	47	272
接客娯楽業	29	61	45	29	18	5	187
清掃・と畜業	26	45 ^①	21	24	25	12	153 ^①
その他	22	35	32 ^①	29	54	21	193 ^①

※資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

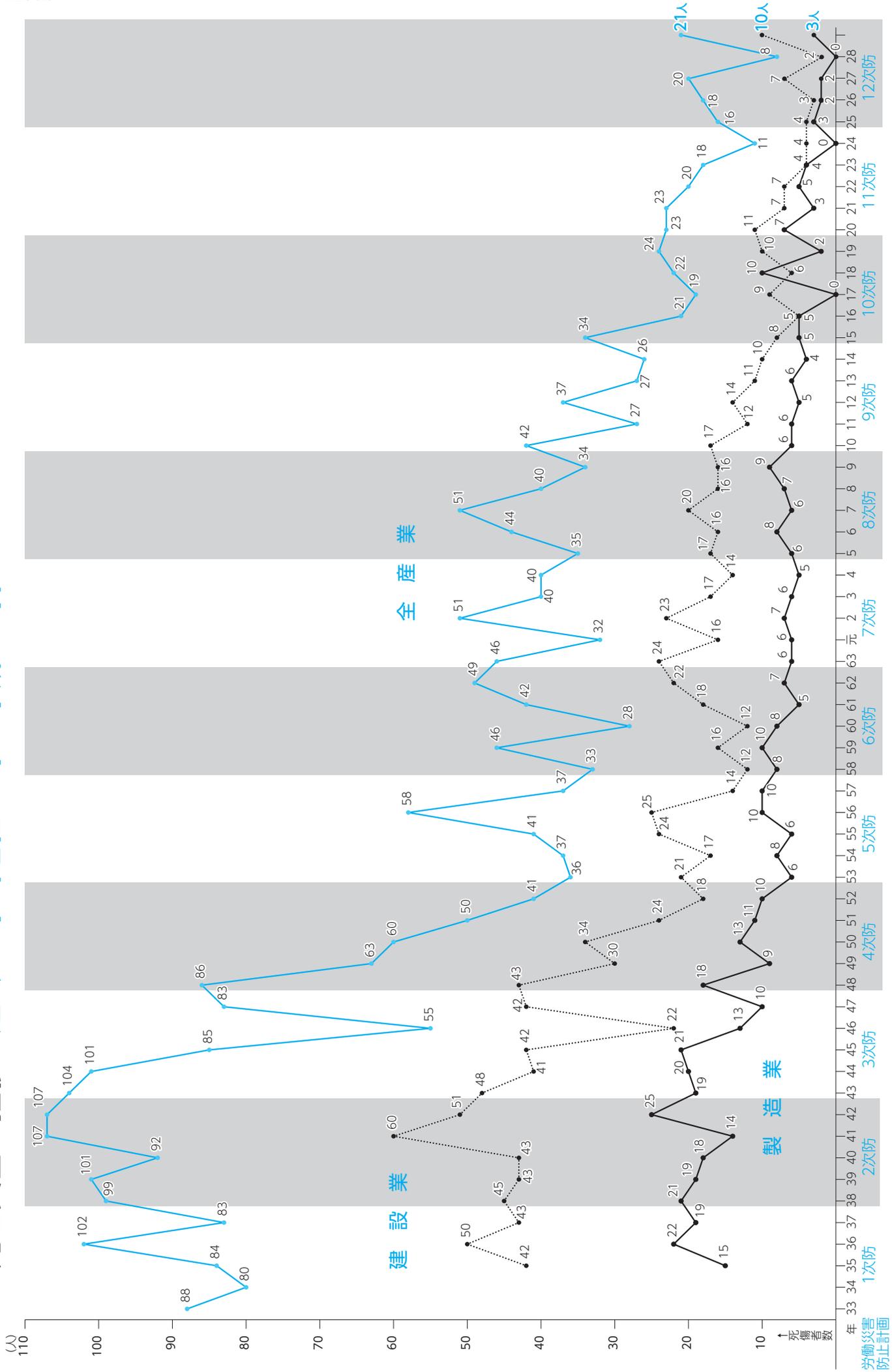
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種	年齢						合計
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	
全産業	62^①	301^②	360^①	547^④	554^④	606^⑨	2,430^⑳
製造業	15	62	82	119 ^①	94 ^②	111	483 ^③
鉱業			1	4	2	1	8
建設業	12 ^①	51	54 ^①	66 ^②	60 ^②	61 ^④	304 ^⑩
運輸業	4	35 ^②	58	117 ^①	119	79 ^①	412 ^④
農林・畜産・水産業	1	15	14	7	13	15	65
商業	11	40	30	76	63	111 ^②	331 ^②
金融・広告業		3	1	6	7	5	22
保健衛生業	1	24	42	50	85	70	272
接客娯楽業	15	38	28	29	34	43	187
清掃・と畜業	1	12	22	28	29	61 ^①	153 ^①
その他	2	21	28	45	48	49 ^①	193 ^①

※資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 (昭和33年～平成29年)



5-1 平成29年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業種	動力機械							その他の装置等							仮設物・建築物・構築物等	積・材 危険物・有害物等	環境 その他	合計			
	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等					電気設備	人力機械工具等	用具
全産業				2	1		1	7	2								2	2	4	21	
製造業					1		1											1		3	
鉱業																					
建設業				2				2									2	1	3	10	
運輸業								3	1											4	
農林・畜産・水産業																					
商業								1	1											2	
接客娯楽業																					
清掃・と畜業								1												1	
その他																		1		1	
28年							1	2	1								3		1	8	
27年				1				2	4						1		5	1	4	20	
26年								8	1					1	1		1		2	3	18

資料：死亡災害報告

5-1 平成29年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業種	事故の型											合計	28年	27年	26年										
	転落	転倒	激突	落飛	倒壊	激突され	巻き込まれ	はさまれ	こすれ	踏み抜き	おぼれ					高温・低温の接触	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通事 道事故)	(その他 交通事 故)	無理な動作	動作の反動
全産業	4			2	3	3	2			1								6				21	8	20	18
製造業					1	1	1															3		2	2
鉱業																								2	0
建設業	3			2	2	1	1											1				10	2	7	3
運輸業	1																	3				4	1	5	5
農林・畜産・水産業																							3	1	1
商業																		2				2	1	3	5
接客娯楽業																							1		0
清掃・と畜業						1																1			1
その他										1												1			1
28年	2				1		2			1								2				8			
27年	6				2	4				1								5			2	20			
26年	1			1	2	2	2						1					6			3	18			

資料：死亡災害報告

6 平成29年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1 2	1月 13時	建設業 (土地整理土木工事業)	環境等 (地山、岩石)	崩壊、倒壊	男50代 男10代 10~29人	宅地造成工事現場の下水管敷設工事において、被災者2名の共同作業で、溝掘削(幅70cm、深さ213cm)内の西側側壁に下水枝管用の横穴をブリーダー等で掘っていたところ、東側側壁(勾配80~88度)が崩壊し、被災者2名が土砂に埋まった。
3	1月 21時	製造業 (染色整理業)	一般動力機械 (ロール機(印刷ロール機を除く。))	はさまれ、 巻き込まれ	男50代 30~49人	布加工機のシンダールロール(直径63cm)の表面の調整のため、被災者はロールを停止せずにクエン酸を浸み込ませたウエスを使用して、ロールに塗布しようとしていたところ、下部のシンダールロールとゴムロール(直径24cm)の間に右腕を巻き込まれた。
4	2月 14時	建設業 (土地整理土木工事業)	建設機械等 (掘削用機械)	激突され	男70代 1~9人	斜面に置かれた伐倒木を集積するため、ドラグ・ショベルのバケットの爪にロープを掛け伐倒木を斜面から引き上げる作業中、玉掛けを行う作業者にバケットが激突した。
5	3月 6時	運輸交通業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男20代 30~49人	中型トラックを運転中、高速道路走行車線の渋滞で停車していた前方の軽乗用車に接触し、その後、軽自動車を含めて4台前の大型トラックに追突した。
6	3月 9時	建設業 (その他の建築工事業)	仮設物、建築物、 構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男40代 1~9人	工場屋根の葺替工事中、被災者はスレート屋根を踏み抜き、10.8mの高さから工場の土間(コンクリート)に墜落したものの。
7	4月 8時	運輸交通業 (タクシー業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男70代 10~29人	道路上にてお客様を乗せ目的地に到着、停車し料金精算をしようとしたが、釣り銭が不足していたため、道路反対側の自動販売機へ行き、戻る際に反対車線の車に衝突され頭部を打撲した。
8	4月 9時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	仮設物、建築物、 構築物等 (足場)	墜落、転落	男60代 1~9人	倉庫新築工事で、板金工事施工のため、足場の一段目(高さ2.6m)で作業中、地面へ転落して頭部を強打した。
9	5月 14時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	材料 (金属材料)	飛来、落下	男40代 1~9人	鉄骨建方作業を行う為、トラックからレッカーを用いて鉄骨を降ろす作業中、被災者が鉄骨に上ったところ、当該鉄骨が動いたためその反動でトラックから地面に墜落したが、その直後に、被災者の上に当該鉄骨(0.8t)が落下したものの。
10	5月 7時	製造業 (セメント・同製品製造業)	材料 (その他の材料)	崩壊、倒壊	男40代 1~9人	被災者はフォークリフトを運転し、重量630kgのコンクリート2次製品を5段(約280cm)に積み上げた後、フォークリフトを降りて積んだ製品の状態を確認しようとして製品の前に移動したところ、製品が倒壊して最上部(5段目)の製品とフォークリフトの胴体部分との間に頭を挟まれ死亡したものの。
11	5月 15時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男30代 10~29人	建設工事現場で作業を終え、労働者3名が社用車で事業場事務所へ移動中、国道で被災者らが乗る社用車が反対車線にはみ出し、反対車線を走行中のダンプと衝突した。死亡した被災者は後部座席に乗り、シートベルトをしていなかった。
12	5月 12時	建設業 (建築設備工事業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男70代 1~9人	資材置き場において、被災者はトラックの右後輪に挟まれて死亡した。
13	7月 14時	商業 (新聞販売業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男80代 30~49人	夕刊の配達に行くため、50CCの原付バイクで店を出て、1軒目に向かう途中の交差点で、赤信号を無視したダンプカーと衝突した。
14	7月 9時	製造業 (その他の土石製品製造業)	動力クレーン等 (移動式クレーン)	激突され	男50代 10~29人	出張先で、車載型トラッククレーンで小型クローラクレーンを荷台へ積み込んだ際に、トラックの車体とクレーンとの接合部分が損傷し、ブームが倒れ、監視業務を行っていた被災者の頭部に激突した。
15	8月 11時	運輸交通業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	墜落、転落	男20代 50~99人	トラックで食料品を輸送し、当該トラック備付けのリフトを用いてスーパーマーケットに荷を搬入する作業が単独で行なっていたところ、当該リフトのストッパを使用していなかったために、荷(約200kg)とともにリフトから地面に落下し、そのまま荷の下敷きになっていた被災者が発見されたものの。
16	9月 5時	清掃業 (ビルメンテナンス業)	動力運搬機 (トラック)	激突され	女70代 10~29人	構内で作業場に向かうために自転車で移動し交差点を横断中、直進のトラックと衝突して転倒し、右後輪部に轢かれた状態で発見された。
17	9月 10時	建設業 (その他の建築工事業)	建設機械等 (掘削用機械)	墜落、転落	男60代 1~9人	トラックに載せていたドラグ・ショベルを運転し、道板を使用して降ろしていたところ、道板の片側がトラックの荷台から外れたため、被災者はドラグ・ショベルとともに転落し、ヘッドガード付近に頭部をはさまれた。
18	10月 19時	建設業 (電気通信工事業)	環境等 (立木等)	飛来、落下	男50代 10~29人	高所作業車上の労働者(被災者とは別の所属)が、台風21号で倒れ電線に掛かった樹木の切断作業を行っていた際、幹(直径約30cm、長さ3m)が落下し、地上にいた被災者の腰部に当たり死亡した。
19	10月 9時	運輸交通業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男40代 10~29人	公道において同僚社員が運転する2tコンテナ車の後進を誘導していたところ、トラックと電柱との間に挟まれて死亡した。
20	12月 8時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男80代 1~9人	新聞配達員が自家用車の軽ワゴン車を使用して新聞の配達を行っている途中に車ごと約3メートルの高さの川に転落し、被災者は胸部打撲で心臓停止となり死亡した。被災時は約10センチメートルの積雪があった。
21	12月 2時	その他 (警備業)	環境等 (水)	おぼれ	男60代 30~49人	午前0時から警備員としてフェリー乗場で車両等の監視業務をしていたが、喫煙のため警備室を離れた後、行方がわからなくなり、同日午後フェリーターミナル付近の海底で沈んでいるのが発見された。

全産業 21

【製造業 3：建設業 10：運輸業 4：商業 2：清掃 1：その他 1】

7 平成29年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全産業		2,453	263,961	146,892	55.65	54.08
製造業		641	77,652	42,226	54.38	52.59
食品製造		126	14,321	7,941	55.45	54.50
繊維工業		11	916	486	53.06	54.31
衣服・繊維		5	355	206	58.03	54.92
木材・木製		3	410	182	44.39	57.88
家具・装備		1	59	37	62.71	52.05
パルプ等		12	790	393	49.75	56.52
印刷・製本		41	4,038	1,923	47.62	53.91
化学工業		66	6,983	3,821	54.72	52.01
窯業・土石		19	1,974	1,322	66.97	56.73
鉄鋼業		14	1,014	629	62.03	49.09
非鉄金属						54.30
金属製品		43	3,414	1,867	54.69	55.10
一般機器		96	13,410	7,059	52.64	52.16
電気機器		107	17,003	9,193	54.07	53.46
輸送機器		30	6,402	3,057	47.75	45.81
電気・ガス		15	2,459	1,812	73.69	65.84
他の製造		52	4,104	2,298	55.99	55.02
鉱業		3	72	58	80.56	67.62
建設業		45	3,432	2,219	64.66	62.51
土木工事		7	585	443	75.73	68.95
建築工事		24	1,601	927	57.90	61.54
他の建設		14	1,246	849	68.14	60.19
運輸交通業		196	18,558	12,503	67.37	60.62
鉄道等		30	3,395	1,711	50.40	42.43
道路旅客		89	9,815	7,204	73.40	71.92
道路貨物		77	5,348	3,588	67.09	59.18
他の運輸		0	0	0		48.42
貨物取扱業		18	1,128	682	60.46	56.27
陸上貨物		17	1,094	658	60.15	55.53
港湾運送		1	34	24	70.59	59.22
農林業		1	24	19	79.17	65.37
畜産・水産業						62.54
商業		432	33,362	18,652	55.91	55.36
金融・広告業		66	11,164	5,803	51.98	50.22
映画・演劇業		6	130	61	46.92	54.05
通信業		14	2,397	1,363	56.86	55.76
教育・研究業		139	20,993	11,588	55.20	54.34
保健衛生業		443	51,949	27,614	53.16	50.85
接客娯楽業		123	6,642	3,260	49.08	50.87
清掃・と畜業		71	5,986	4,034	67.39	67.87
官公署		2	125	73	58.40	63.35
他の事業		253	30,347	16,737	55.15	54.59

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

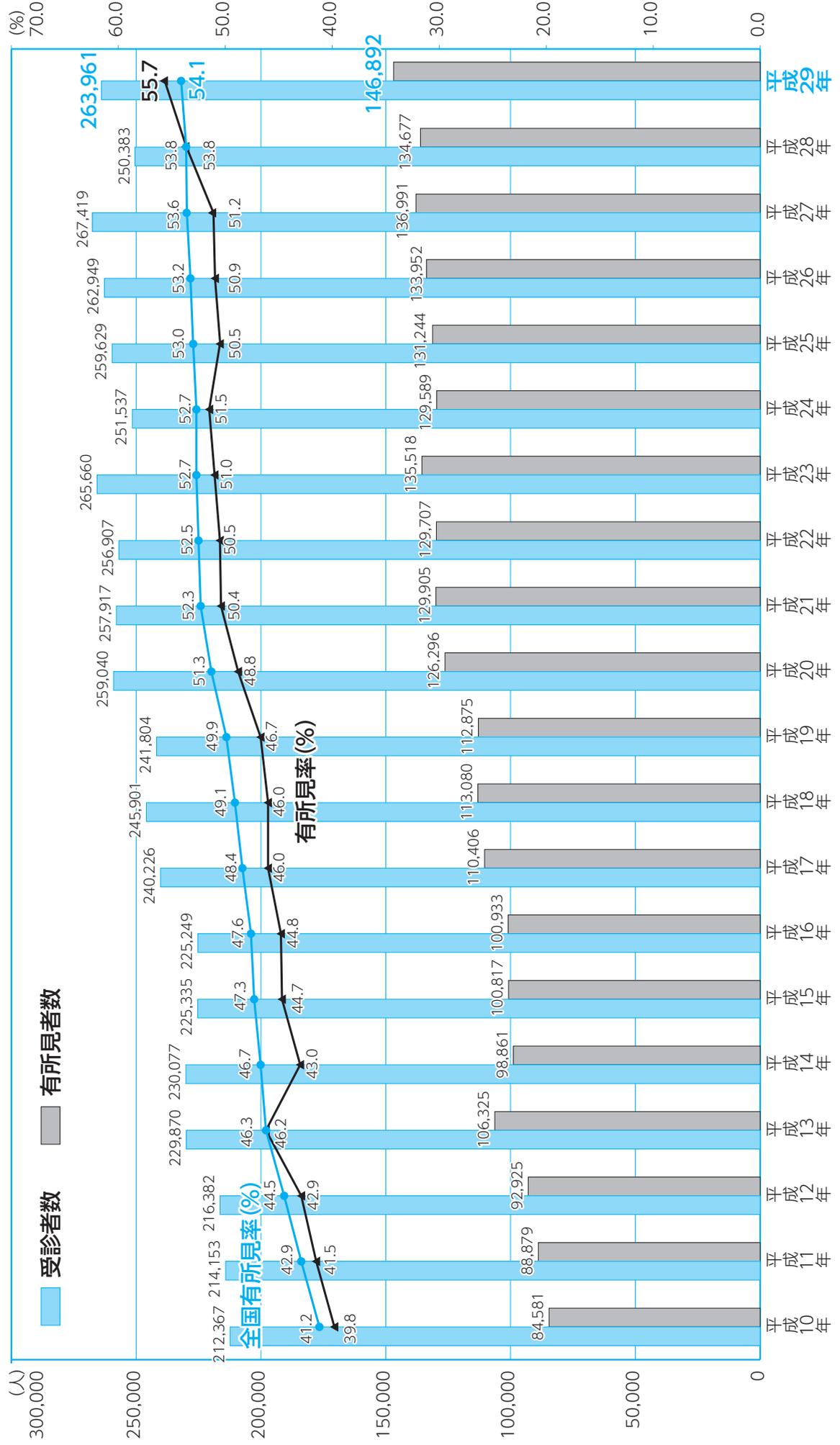
2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数である。

3 「有所見率」は、所見のあった人数（他覚所見のみを除く）を受診者で割った値である。

8 定期健康診断の実施状況

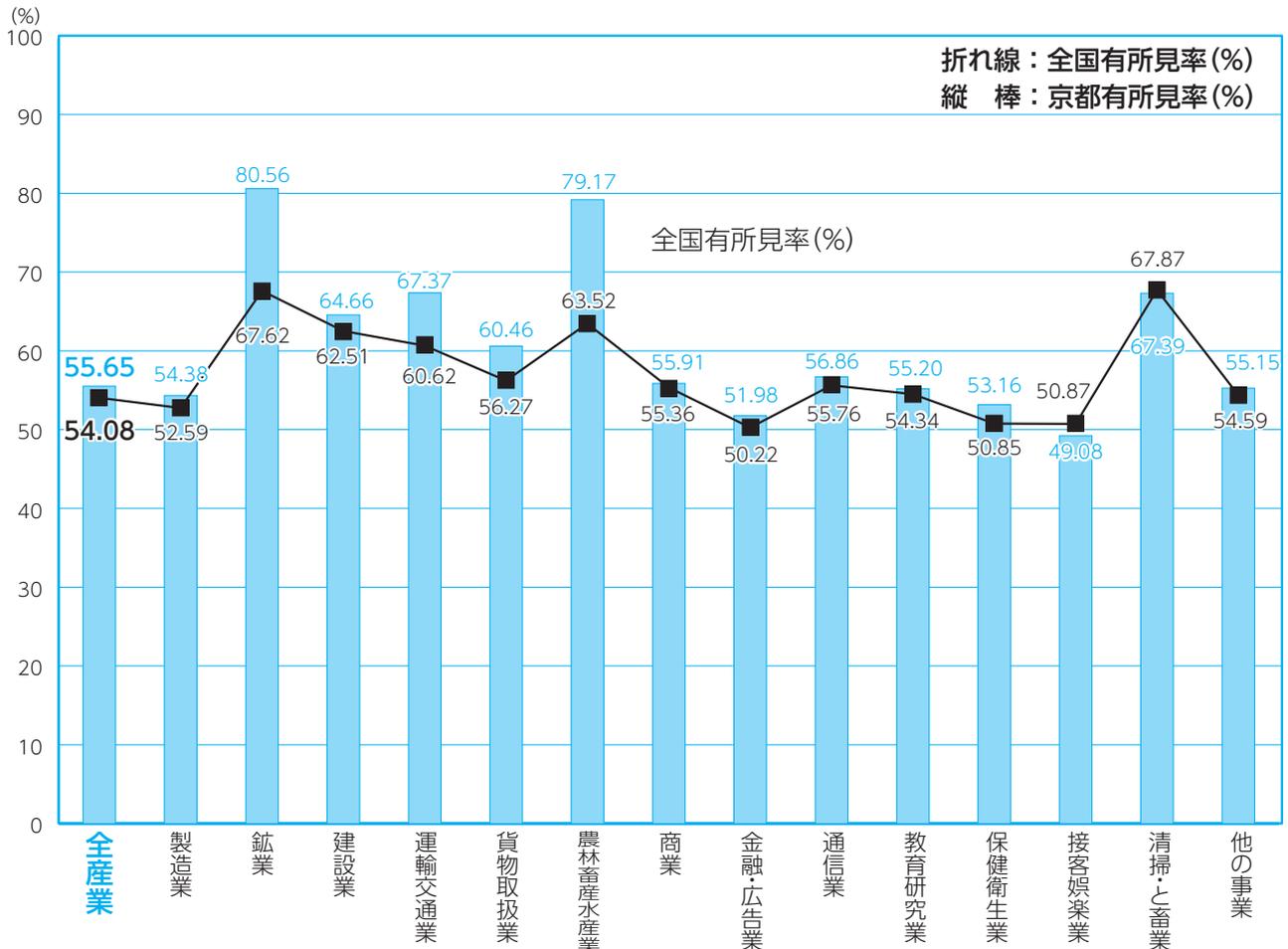
平成29年の定期健康診断の有所見率は、55.65%で前年比較で1.86%増加し全国有所見率を1.57%上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年)



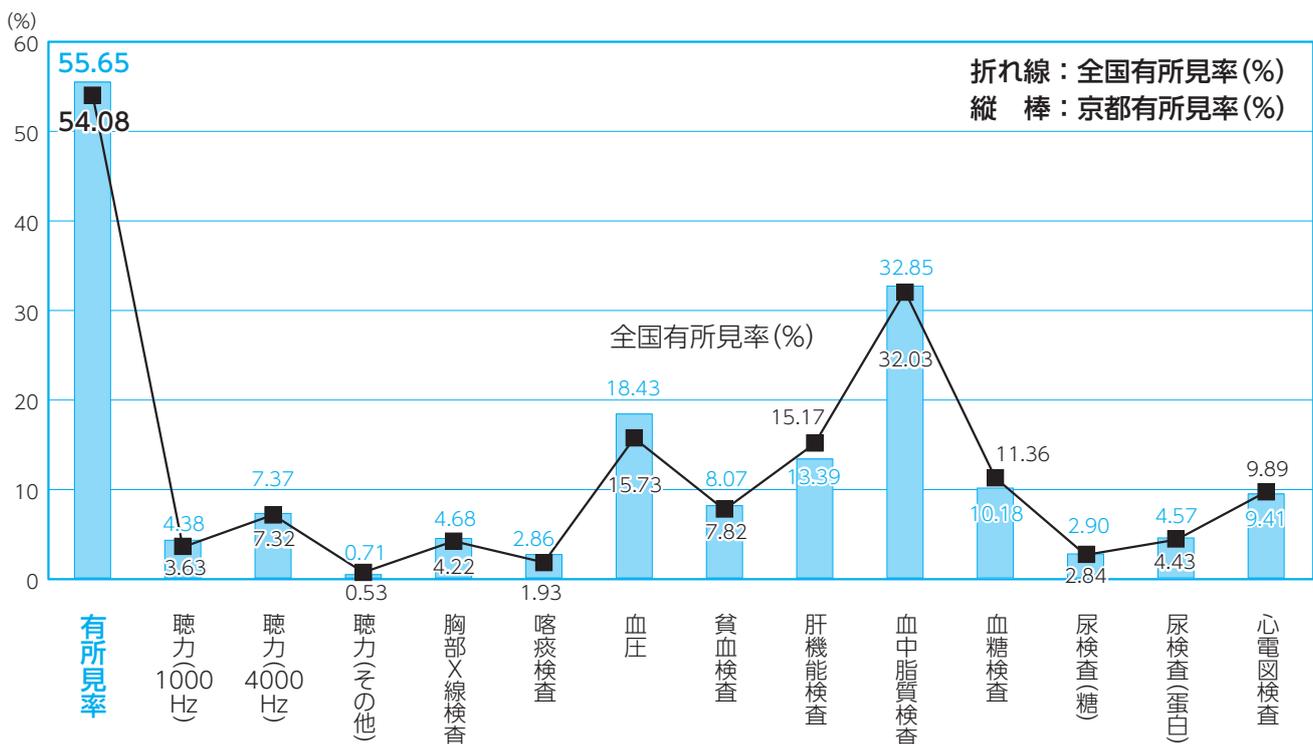
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率 (%) (平成29年)



資料：定期健康診断結果報告 大部分の業種で、全国の有所見率よりも京都の有所見率が上っており、京都が全国よりも低いのは接客娯楽業と清掃・と畜業です。

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率 (%) (平成29年全産業)



資料：定期健康診断結果報告 全国よりも有所見率が高い項目は聴力3種すべてと胸部エックス線、喀痰、血圧、貧血、血中脂質、尿(糖、蛋白)です。

9 平成29年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		1,964	42,957	2,050	4.77	4.42
有機溶剤		835	14,819	1,166	7.87	6.00
鉛		106	2,073	31	1.50	1.59
四アルキル鉛		0	0	0	-	0.00
電離放射線		317	8,673	686	7.91	8.71
除染電離放射線		2	11	0	0.00	7.30
高気圧		3	36	22	61.11	6.44
特定化学物質		618	16,290	145	0.89	1.55
ベンジジン		0	0	0	-	22.30
四-アミノジフェニル		0	0	0	-	0.00
ベンゼン含有ゴムのり		2	6	0	0.00	0.68
ジクロロベンジジン		3	7	0	0.00	2.10
アルファ-ナフチルアミン		1	1	0	0.00	1.68
塩素化ビフェニル		9	103	0	0.00	1.63
オルトトリジン		1	1	0	0.00	2.91
ジアニジン		1	2	0	0.00	1.68
ベリリウム		11	54	1	1.85	1.77
アクリルアミド		29	169	0	0.00	1.87
アクリロニトリル		9	54	0	0.00	1.25
アルキル水銀化合物		1	16	0	0.00	0.52
エチレンジイミン		2	9	0	0.00	5.46
塩化ビニル		3	6	0	0.00	2.06
塩素		19	416	0	0.00	0.53
オーラミン		0	0	0	-	1.89
カドミウム		9	65	0	0.00	1.45
クロム酸		58	403	0	0.00	0.98
クロロメチルメチルエーテル		2	4	0	0.00	0.52
五酸化バナジウム		5	115	52	45.22	4.23
コaltar		8	203	0	0.00	0.32
シアン化カリウム		23	499	0	0.00	1.16
シアン化水素		4	97	0	0.00	0.54
シアン化ナトリウム		15	172	0	0.00	1.57
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		9	126	3	2.38	3.92
臭化メチル		2	35	0	0.00	1.06
重クロム酸		26	261	1	0.38	1.22
水銀		26	115	7	6.09	1.88
トリレンジイソシアネート		9	115	0	0.00	1.06
ニッケルカルボニル		2	31	0	0.00	0.65
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		0	0	0	-	3.70
パラ-ニトロクロロベンゼン		0	0	0	-	0.00
弗化水素		62	1,030	1	0.10	0.63
ベータ-プロピオラクトン		0	0	0	-	0.00
ベンゼン		42	212	10	4.72	1.78
ペンタクロロフェノール		1	35	0	0.00	0.70
マゼンタ		3	25	0	0.00	3.75
マンガン		63	1,196	13	1.09	0.72
沃化メチル		3	18	0	0.00	0.80
硫化水素		7	33	0	0.00	0.51
硫酸ジメチル		5	24	0	0.00	2.40
ニッケル化合物		50	1,052	2	0.19	0.52
砒素		25	321	0	0.00	0.80
酸化プロピレン		6	61	0	0.00	0.17
1,1-ジメチルヒドラジン		0	0	0	-	0.00
インジウム及びその化合物		42	380	1	0.26	1.52
エチルベンゼン		276	1,784	9	0.50	0.75
コバルト及びその無機化合物		82	1,496	1	0.07	0.42
1,2-ジクロロプロパン		2	4	0	0.00	5.01
クロロホルム		74	1,146	21	1.83	4.87
四塩化炭素		17	105	0	0.00	4.10
1,4-ジオキサン		33	188	3	1.60	4.82
1,2-ジクロロエタン		24	124	5	4.03	3.70
ジクロロメタン		97	1,198	5	0.42	5.65
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト		0	0	0	-	3.45
ステレン		82	465	0	0.00	1.65
1,1,2,2-テトラクロロエタン		4	46	0	0.00	3.36
テトラクロロエチレン		21	74	1	1.35	5.37
トリクロロエチレン		22	126	1	0.79	5.80
メチルイソブチルゲトン		130	1,180	7	0.59	1.41
ナフタレン		27	215	1	0.47	1.39
リフラクトリーセラミックファイバー		27	578	0	0.00	0.77
オルトトルイジン		5	18	0	0.00	2.48
三酸化ニアンチモン		9	71	0	0.00	0.59
石綿(アスベスト)		83	1,055	0	0.00	1.04

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 平成29年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率 (%)	有所見率 (全国)
指導勸奨特殊健診 合計	350	18,825	1,354	7.19	8.94
紫外線・赤外線	41	1,011	4	0.40	2.28
騒音作業	135	5,287	355	6.71	13.39
マンガン等	1	9	0	0.00	2.11
黄りん	1	68	0	0.00	0.17
有機りん剤	0	0	0	—	1.63
亜硫酸ガス	2	15	0	0.00	1.46
二硫化炭素	0	0	0	—	4.29
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	3	0	0.00	39.08
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	1	1	0	0.00	2.59
砒素又はその化合物 (特化則適用以外のもの)	1	10	1	10.00	10.65
よう素	0	0	0	—	7.09
超音波溶着機	0	0	0	—	5.14
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	22	0	0.00	0.96
地下駐車場	0	0	0	—	9.84
チェーンソー	6	66	15	22.73	10.71
チェーンソー以外 (振動)	12	428	24	5.61	5.12
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	127	6,372	752	11.80	19.67
引金付工具 (頸肩腕)	8	386	14	3.63	3.19
VDT 作業	81	4,364	187	4.29	6.90
レーザー機器	40	783	2	0.26	2.88

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

11 京都労働局 第13次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて～

労働災害の現状（12次防までの取り組み状況）

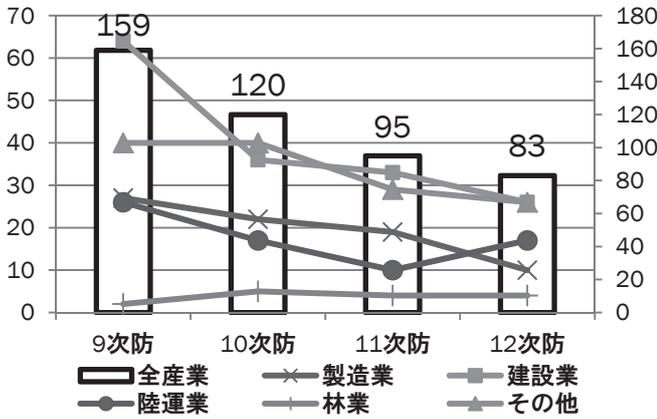


図1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移

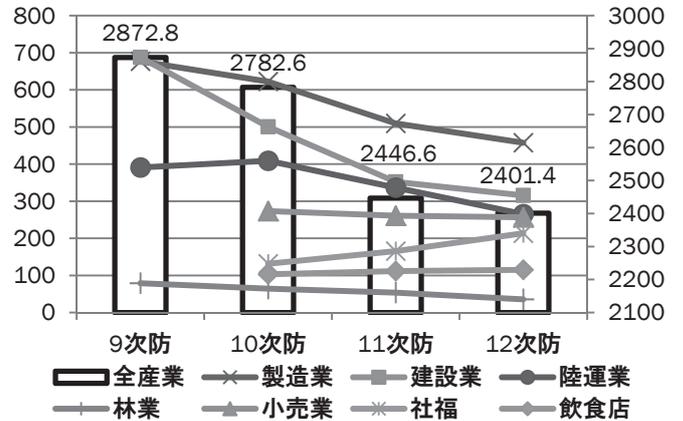


図2 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移 (期間中の平均値)

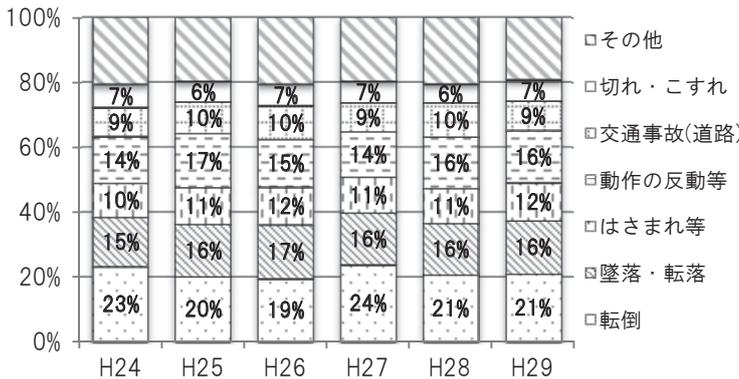


図3 年別・事故の型別死傷災害発生比率

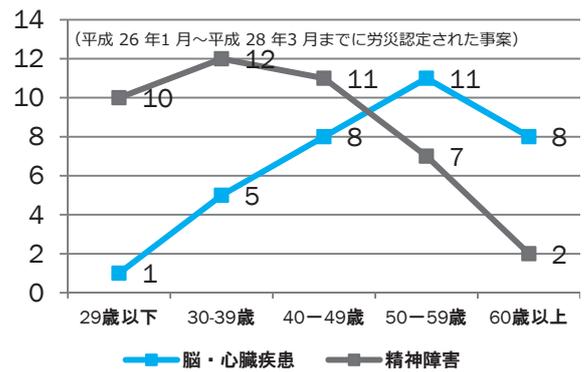


図4 脳・心臓疾患、精神障害発症時の年齢階級別の事案数

1. 死亡災害について

12次防で目標として取り組んだ、「前期間の死亡者数（95人）と比較して15%以上減少させる（80人以下）」については、**83人（12.6%減）**となり、目標の達成には至らなかった。

平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業及び建設業の減少率は全業種平均を上回り、12次防の重点業種としての目標（製造業は5%以上、建設業は20%以上減少）は達成できたものの、**建設業においては、依然として死亡災害全体の30%を占める状況**にあり、引き続き重点業種として対策に取り組む必要がある。

2. 死傷災害について

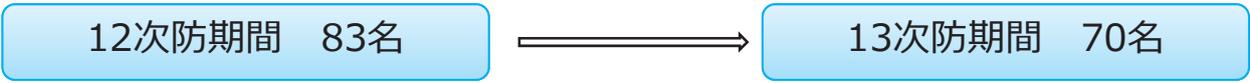
12次防で目標として取り組んだ、「平成24年と比較して平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させ、2,098人以下とする」については、**平成29年は2,430人（1.6%減）**となり、目標の達成には至らなかった。

死傷災害を事故の型別に見ると、製造業においては「はさまれ・巻き込まれ」、また、建設業においては「墜落・転落」を重点に取り組んだ結果、減少幅が全業種平均を大きく上回っている一方で、「**転倒**」については、**全業種において発生し、少しずつ増加している状況**にある。

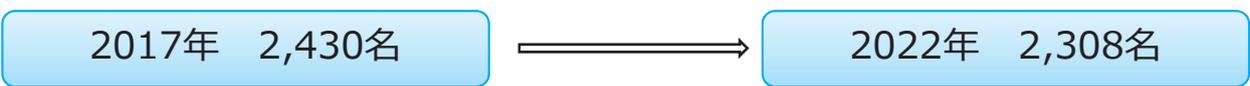
計画期間：2018年度から2022年度までの5か年

計画の目標

- 12次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。



- 2017年と比較して、2022年までに休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させる。



- 重点とする業種の目標

表1 業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間
建設業	26名	⇒	22名
製造業	10名	⇒	8名
林業	4名	⇒	3名

表2 業種別目標（死傷災害）

	2017年		2022年
陸上貨物運送事業	275名	⇒	減少させる
小売業	257名	⇒	減少させる
社会福祉施設	211名	⇒	減少させる
飲食店	118名	⇒	減少させる

- 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ①メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。
- ②保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ③本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

計画の重点事項

- 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ① 建設業における墜落・転落災害等の防止
- ② 製造業における施設、設備機械等に起因する災害等の防止
- ③ 林業における伐木等作業の安全対策

- 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ① 労働者の健康確保対策の強化（健康確保措置の推進・産業保健機能の強化）
- ② 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ③ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ④ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- ⑤ 副業・兼業、テレワークへの対応
- ⑥ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

- 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ① 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
(第三次産業・陸運業・転倒災害・腰痛・熱中症・交通労働災害・見える化)
- ② 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
- ③ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応
- ④ 技術革新への対応

- 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ① 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進（治療と職業生活の両立支援）
- ② 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質による健康障害防止対策
- ② 石綿による健康障害防止対策
- ③ 受動喫煙防止対策
- ④ 電離放射線による健康障害防止対策
- ⑤ 粉じん障害防止対策

- 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

- ① 労働災害防止団体等の活動の促進
- ② 関係行政機関との連携



12 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

背景 治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

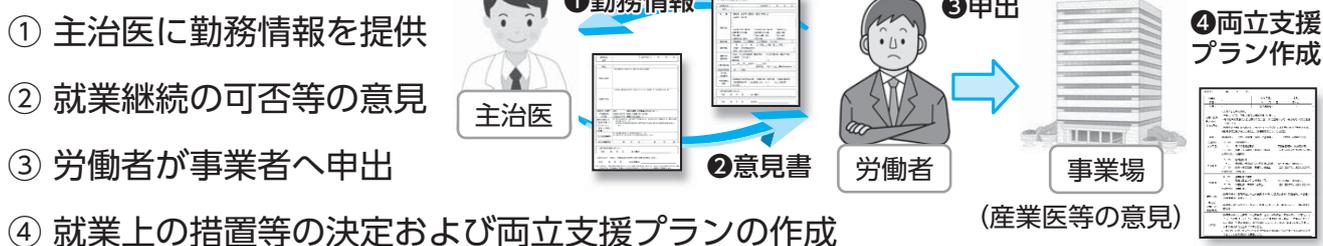
➡ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

両立支援を行うための環境整備 日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方 産保センターの支援も活用できます



京都産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

京都産業保健総合支援センター（産保センター、電話075-212-2600）において、治療と職業生活の両立支援のための復職（両立支援）コーディネーターを配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

- ① 働く世代で病気の人が多い！
 - ・ 病気を理由に1か月以上休業している労働者がいる企業の割合はがんが21%、脳血管疾患が12%です。
 - ・ 仕事をもちながら、がんの治療で通院している人は、32.5万人
- ② がんは不治の病から長く付き合う病気に！

日本人の2人に1人が生涯に1度はがんになるといわれています。治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた病気も生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しています。
- ③ 病気になった人も仕事を続けたい！

病気になっても働き続けたいとする人は、92.5%もいます。生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいにもなります。

社員が、重い病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか？



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- ・ 貴重な人材資源の喪失が防げる
- ・ 継続的な人材の確保、人材の定着
- ・ 労働者のモチベーションの向上による労働生産性の維持・向上
- ・ 健康経営の実現
- ・ 多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- ・ 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- ・ 治療を受けながら仕事が続けられる
- ・ 継続して収入が得られる
- ・ 仕事による社会貢献や自己実現
- ・ 安心感、モチベーションの向上



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内における両立支援を推進する関係者（国・自治体・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。
（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都中小企業労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談） 最寄りのハローワーク 又は 京都労働局助成金センター	（助成金センター） 京都市中京区虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	（助成金センター） 075-241-3269	平日 8時半～17時15分

個別の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・ それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・ 労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出



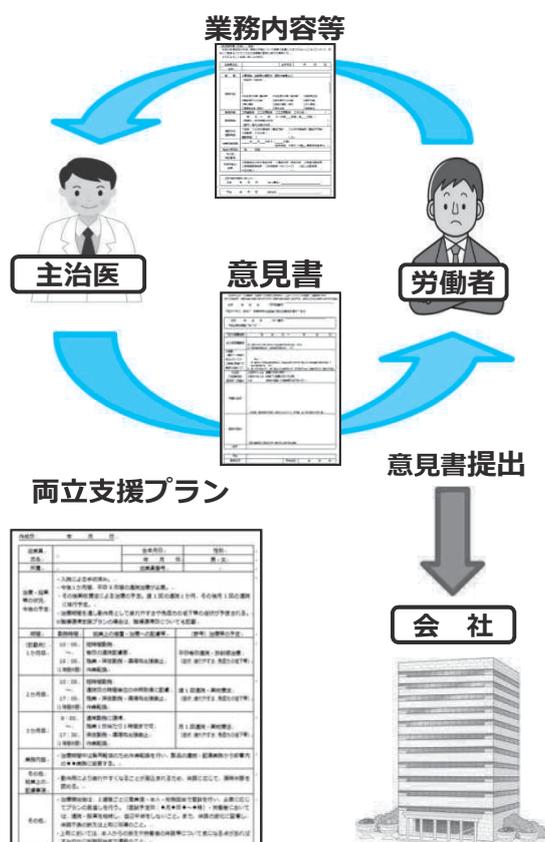
② 事業者が産業医等の意見を聴取



③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※ 「両立支援プラン」の作成が望ましい



労働者用

「病気になっても働き続けたい皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

病気の治療をしながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。長期の治療が必要と診断されても、

- ・ 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・ 仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりましたが、病気を理由に仕事を辞めてしまう方が、例えば、がんの場合、約34%もいます。

仕事を辞めるかどうか、一人で悩んで離職してしまう前に、相談してみませんか？

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症、精神疾患など、疾患を抱える方の治療と仕事のサポートを行っています。



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り 病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内における両立支援を推進する関係者（国・自治体・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

相談先 A

職場の休暇制度等、労働条件について相談したい
～休暇制度・休職制度・有給休暇制度等について相談したい方～

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都中小企業労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時, 14時～21時(土曜は17時)
連合京都	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-154-052	平日 9時～18時
京都総評	京都市中京区壬生仙念町30-2	075-811-6770	平日 10時～18時
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	(予約制) 水曜 10時～16時

相談先 B

治療を続けながら働き続けるための相談をしたい

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 ア-バネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時

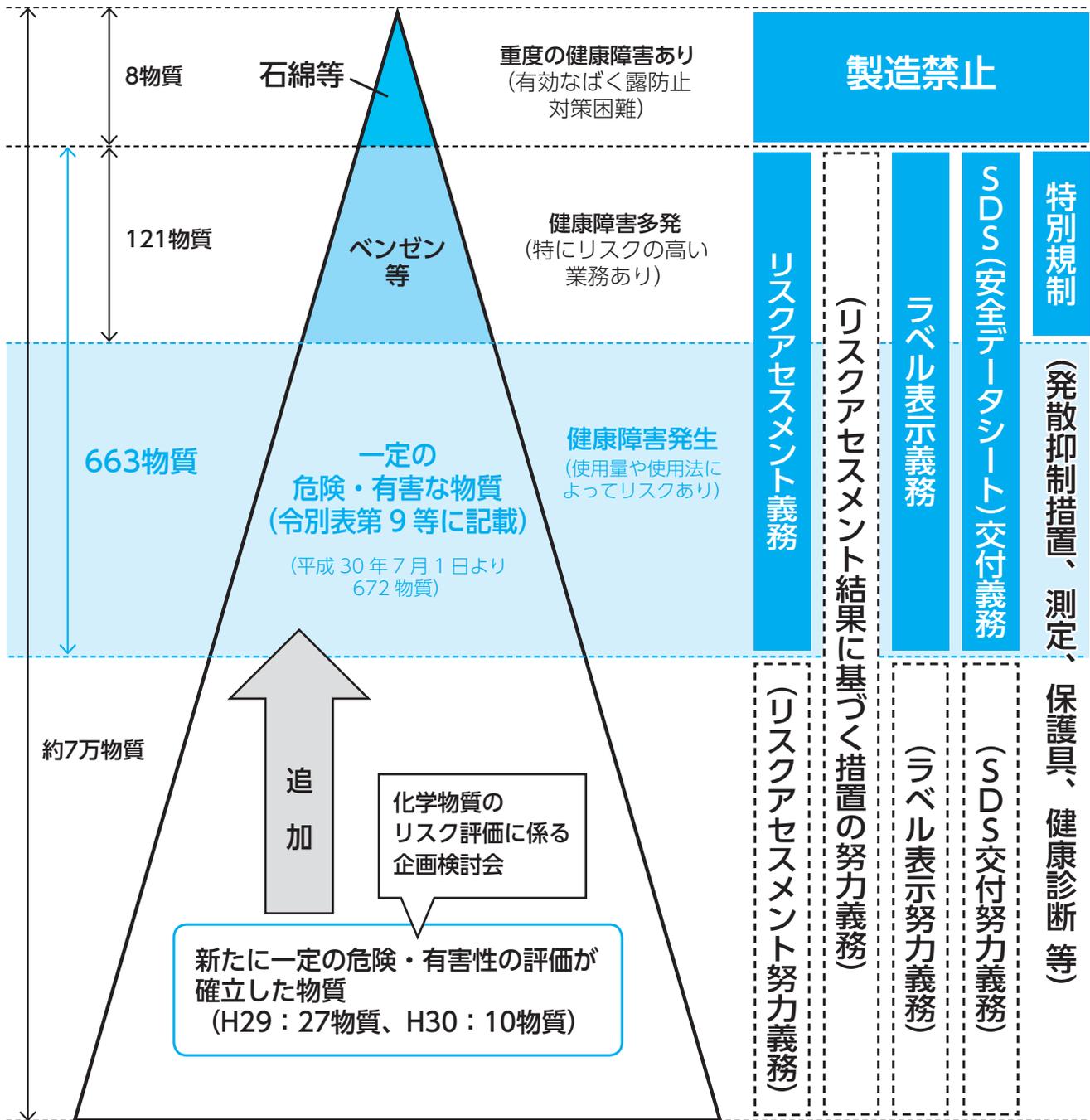
相談先 C

療養生活上の悩みや不安について相談したい(疾病別)

～病気・症状についてだけでなく、なんでもご相談ください～

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
(がん) 京都府がん総合相談支援センター	京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都2階201号室	0120-078-394	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) 京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京都市左京区聖護院川原町54	075-366-7505	平日 9時～12時 13時半～16時
(がん) 京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京都市上京区梶井町465	075-251-5283	平日 9時～12時 13時～16時
(若年性認知症) 京都府こころのケアセンター (若年性認知症支援チーム)	宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院内	0774-32-5885	平日 9時～12時 13時～15時
(高次脳機能障害) 京都府リハビリテーション支援センター	京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学内	075-221-2611	月～木 9時～12時
(高次脳機能障害…京都市民) 京都市高次脳機能障害者支援センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-823-1658	平日 8時半～12時 13時～16時
(難病) 京都府難病相談・支援センター	京都市中京区清水町375 ハートピア京都地下1階	075-229-7830	(予約制) 平日 9時～12時,13時～16時
(こころの健康相談…京都市民を除く) 京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-645-5155	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談…京都市民) 京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0874	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談) 日本産業カウンセラー協会京都事務所	京都市下京区月鉾町39-1	075-212-9100	(予約制) 毎15日 10時～17時

13 化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大



注：「ほう酸」→「ほう酸及びそのナトリウム塩」となるなどにより、追加数がそのまま追加後の数に反映されるわけではありません。

化学物質に関する相談窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
 電話での相談受付は平日10：00～17：00（12：00～13：00を除く）です。
 TEL：050-5577-4862
 開設期間：平成30年4月2日～平成31年3月20日（土日祝日・年末年始を除く）
 Eメールでの相談も受付中です。 E-mail：soudan@technohill.co.jp

14 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日施行

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

ストレスチェック制度の概要 (詳細：厚生労働省HPから「こころの耳」改正労働安全衛生法のポイントで検索！)

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

※従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。(改正労働安全衛生法附則第4条)

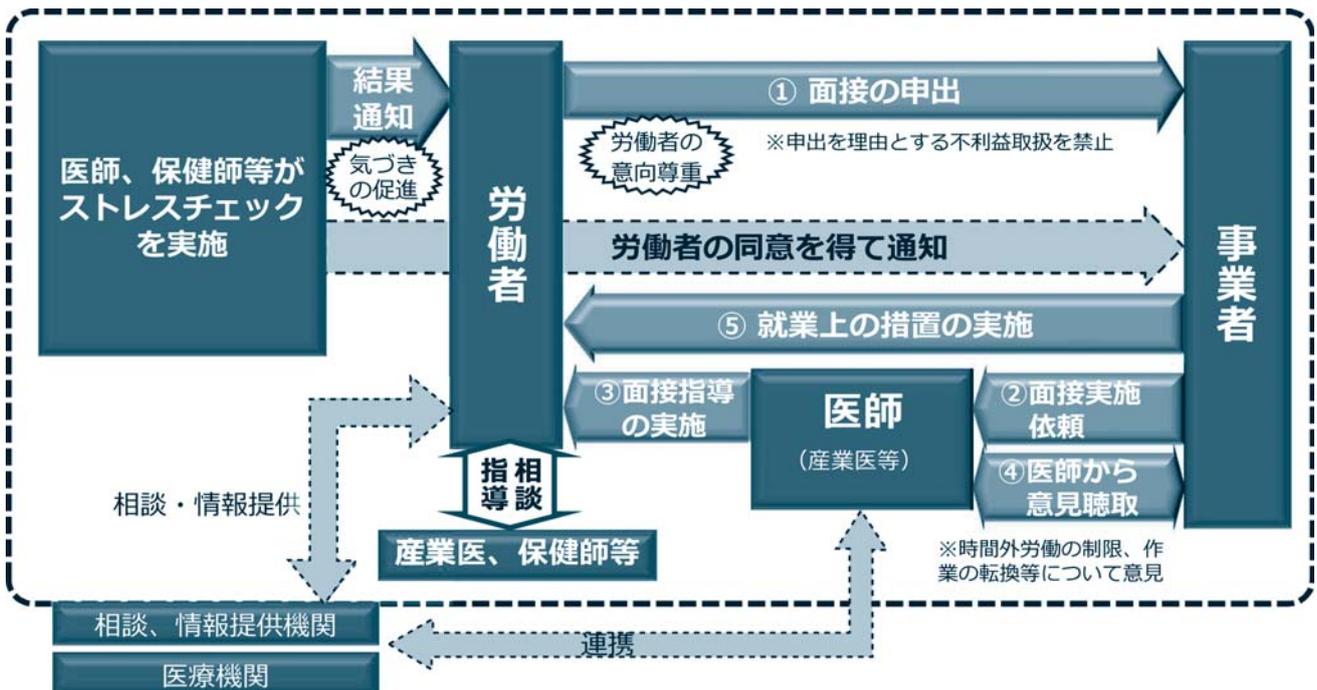
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



※ストレスチェック、面接指導等の実施状況は1年以内ごとに1回、定期的に所轄労働基準監督署に報告が必要です。ストレスチェック等を実施しなかった場合も、労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第52条の21の規定に基づき、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）」（様式は厚生労働省HP掲載しています。）を所轄の労働基準監督署長に提出する義務がありますので、ご注意ください。

職場での『受動喫煙防止対策』に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

15 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「**受動喫煙防止対策助成金**」をご活用下さい。

詳しくは、厚生労働省のHPから「**受動喫煙防止対策助成金**」で検索！
「**受動喫煙防止対策助成金の手引き**」等を参照下さい。



対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります

業種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成金の概要

助成対象経費、助成率、限度額は次の通りです。なお、本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。

助成対象経費	助成率	限度額
一定の基準を満たす喫煙室の等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2（飲食店は2 / 3）	100万円

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成金対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置など）	40万円/m ²

厚生労働省のHPから「**受動喫煙防止対策助成金**」で検索し、助成金の交付要綱、交付要領の規定書類等を確認の上、申請下さい。

京都府内の事業場の申請先：京都労働局雇用環境均等室 TEL075-275-8087
技術的な事項等の問い合わせ先：京都労働局健康安全課 TEL075-241-3216

16 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育(ラインケア)
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育(セルフケア)
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と職業生活の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者の医師による面接指導
 - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導 (医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

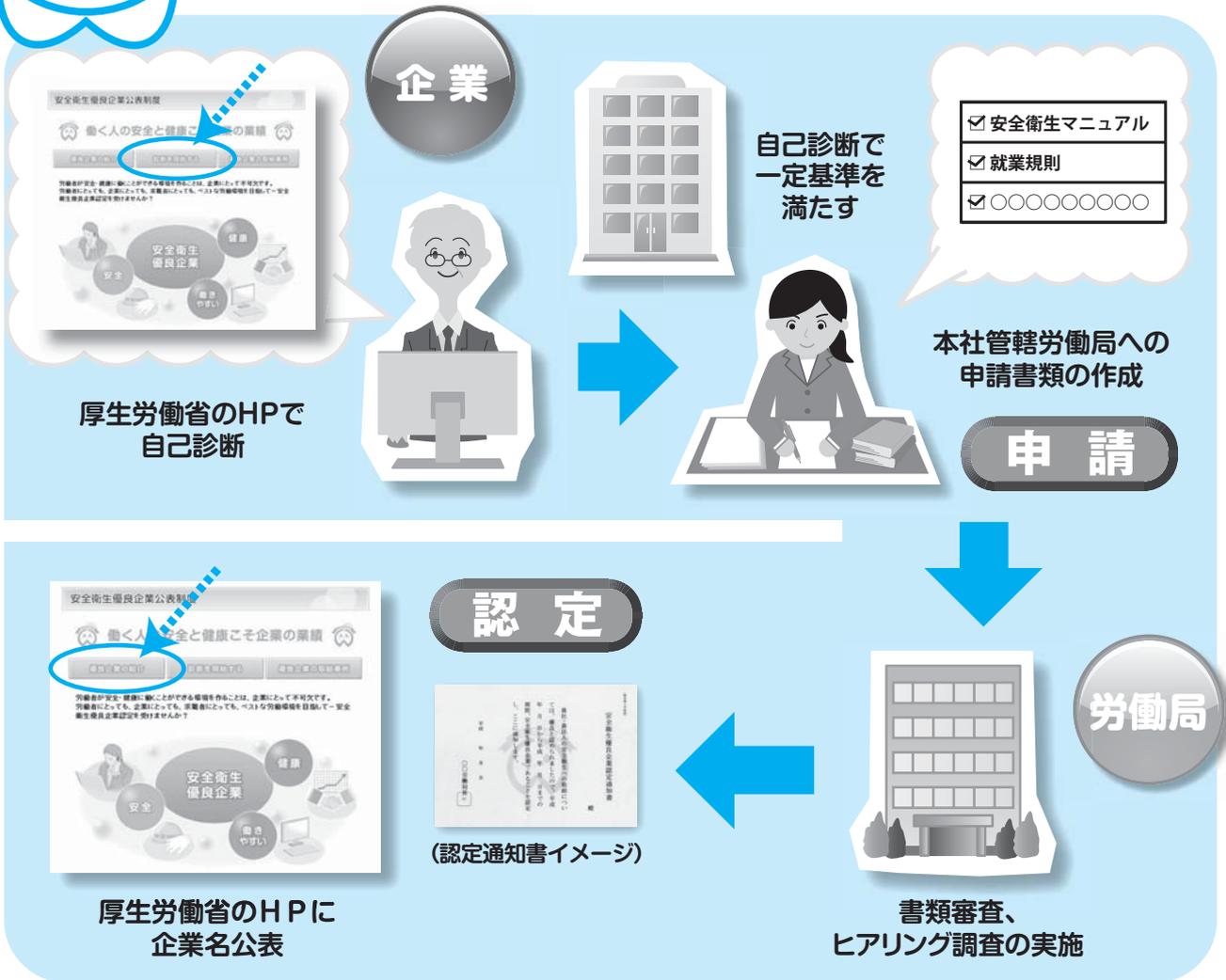
ホームページアドレス: <http://www.kyotos.johas.go.jp>



17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし



申請の方法は次のとおりです。
 詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか？

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか？

A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。 [STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

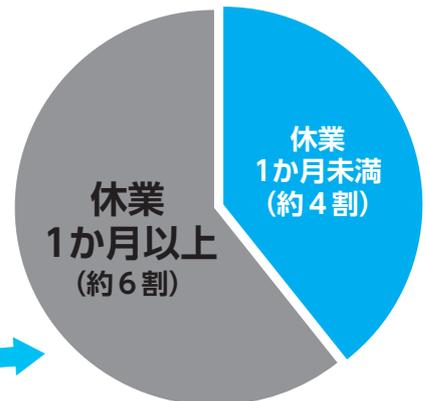
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告(厚生労働省)より作成

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

転倒危険!



[コメント]
両手で荷物を持った移動は転倒危険!

京都労働局では改善事例を募集しています!

詳しくは京都労働局ホームページを参照してください。